

令和元年度 第2回蕨市いじめ問題対策連絡協議会 議事録

1 日 時 令和元年11月7日(木) 10:00~11:30

2 会 場 市役所4階 第一委員会室

3 出席者(敬称略)

委 員：藤井 博子 川崎 文也 樋口 裕一 松永 祐希

山口 浩 鈴木 真司 松本 隆男

事務局：原田 卓治 (教育部次長)

坂上 三四郎 (学校教育課学校保健係長)

齋藤 大輔 (学校教育課指導主事)

4 内 容

【開 会】 原田 卓治

【協 議】

(1) 蕨市いじめ問題対策連絡協議会規則の一部改正について

事務局より改正点について説明

○代理出席を認める条文を削除

○委員の守秘義務の条文を追加

《質疑応答》

[委員]

「改正するきっかけは何だったのか。」

[事務局]

「規則の策定後、会議の回を重ねるごとに、個人情報取扱いの可能性が増してきた。そのため、規則を見直した結果、個人情報保護を明確にするとともに、協議会をより質の高いものにするため、改正することとなった。」

(2) 蕨市立小・中学校の状況について

事務局より説明

○数値として認知件数は昨年度に比べて約半数前後に減少

・校長会や生徒指導主任会議等で認知の仕方について再確認し、全小・中学校で共通理解を図った。

・市内統一の内容の学校生活アンケートを活用している。

○平成30年度『文部科学省児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』から

- ・ 認知件数の地域格差は縮小傾向にある。
- ・ いじめを積極的に認知しようとする姿勢が、徐々に広まっている結果と見なすこともできる。

《質疑応答》

[委員]

「中学校での生徒間暴力の報告といじめの報告はそれぞれ別のものか。」

[事務局]

「別のものである。生徒間暴力については突発的なもので、同じ生徒に対して継続的に行われているものではないという報告を受けている。」

[委員]

「小学生ではよく、いじめの発生後、先生が加害側と被害側を指導して、お互いに握手させて仲直り、とした後に大人になっても本人にしこりを残しているといった例がメディア等でも取り上げられているが、蕨市はそのあたりはどうなのか。」

[事務局]

「いじめの解消とは、いじめに関わる行為がなくなってから3ヶ月は経過することを相当期間として目安としている。握手をして終わりとはしておらず、関係する教職員は少なくとも3ヶ月は双方の見届けを行っている。その後も校内で定期的に行われている生徒指導主任会議等で確認を続けている。」

[委員]

「いじめと不登校について、いじめによる不登校の場合は、いじめと不登校双方にカウントされているのか。」

[事務局]

「現在のところ、いじめが原因で不登校になっているという報告は受けていないが、仮に、いじめが原因で不登校になってしまった場合は、いじめ、不登校双方にカウントする。」

[委員]

「(暴力行為や長期欠席の結果に関する) 数値の内訳はどういう内容か。」

[事務局]

※内訳の概要を説明

(3) 蕨市いじめ防止のための取組

事務局より説明

○蕨市として

- ・ 蕨市いじめ未然防止ワーキンググループの設立
- 集計後に結果が把握しやすい学校生活アンケートの開発(集計グラフを提示)
- ライフスキルの手法を用いた学習活動の研究(活動のようすを提示)

- ・ 道徳の教科化
今年度より小・中学校すべてで道徳を教科化（小学校は昨年度から）
教職員の指導力向上への取組
- ・ 蕨市いじめ防止基本方針改定
- ・ 教育相談体制の充実
教育センター機能の充実
- 学校として
 - ・ 学校いじめ防止基本方針の周知
HPの活用
 - ・ 児童生徒の実態把握
教育相談週間
 - ・ 児童生徒の自主的活動
いじめのない明るい学校づくり会議

《質疑応答》

[委員]

「子ども・子育て会議でも学校教育におけるメディアリテラシーについて話題があがった。学校現場では、現在どんなものが行われているか。」

[事務局]

「児童会や生徒会による啓発活動などがある。携帯電話、スマホの使い方に関して全校集会、学級活動などを通して実施している。また、蕨市のルールを全校に掲示し、関連付けて行っている。」

[委員]

「(集計グラフから) いじめ等が疑われる子に対して、具体的な手立ては。」

[事務局]

「これまでのアンケート同様、結果を受けて面談を実施していく。また、教育相談週間では、アンケートの結果如何に関わらず、全員を対象としている。」

「新しいアンケートでは、結果から学級全体が今どうなっているかが把握しやすくなる。学級、学年、学校という集団単位での様子が捉えやすくなるものと見ている。」

(4) いじめ重大事態への対処

事務局より説明

- 重大事態の定義
 - ・ 「疑い」が生じた段階での調査開始の必要性
- 重大事態を防ぐいじめ初期対応のながれ
 - ・ 迅速かつ組織的な対応の重要性
- 重大事態への対処
- 蕨市いじめ問題調査審議会委員

《質疑応答》

[委員]

「審議会を立ち上げる際、スクールロイヤーは関係しているか。」

[事務局]

「現在、市としてスクールロイヤーを配置する予定はない。弁護士や学識者に委員を依頼している。」

[委員]

「重大事態の『疑いが生じた段階で』とは。」

[事務局]

「例えば欠席が増えている様子を一つのサインとして捉える。また、学級担任等が日頃の学級経営の中で、子供のようすの変化に気付いていく。」

[委員]

「アンケートや聞き取り内容は学校で共有するのか。」

[事務局]

「内容にもよるが、校内の生徒指導委員会議や教育相談会議で共有する。緊急のものは特に、その日に学年規模で会議を設けるなどして情報を共有し、対応にあたる。」

(5) 各機関・団体からの報告

[委員]

「管内での少年問題や外国籍の子どもの相談案件について報告。また、児童虐待、またはそのおそれとなる案件が増えている。案件が起こった際には、学校や市に問い合わせるなどし、連携を図っている。児童相談所とも、過去の通告歴等を確認している。」

[委員]

「保護司として、保護観察となった少年たちと、月に2度面談を行っている。近年、その少年たちの数は減少傾向にある。今後も各学校とも連携を図って活動していく。」

[委員]

「12月に、市P連研究協議会、人権講演会が開催されるので、周知、参加にご協力をお願いしたいと思っている。」

[委員]

「学校現場では、いじめの初期対応と組織的対応を重視し、小さなもめごとのうちに対応することを心がけている。保護者からの訴えには対策委員会を校内で開き、対応にあたっている。近年は外国籍の子も増え、文化の違いと思われることも実感する。学校のいじめ防止基本方針、対応の仕方をあらかじめ保護者に周知しておくことも大事である。」

[委員]

「時代が大きく変化しており、家庭にも学校現場にもその影響がある。学校において

は、若手教員が増えており、現在教職員研修に力を入れている。自己肯定感の低い子供たちも増えており、道徳教育やライフスキルの手法を用いた教育活動を推進したい。現在いじめ重大事態の報告はないが、決して気は抜けない。家庭との連携についても、PTAにも協力を仰ぎ、コミュニティスクール等も活用して、子供のためにどうしていったらよいかを引き続き一緒に考えていきたい。」

【その他】

事務局より事務連絡

- ・第3回蕨市いじめ問題対策連絡協議会 2月5日開催予定

【閉 会】 原田卓治